

第7期「教区及び組の改編に関する中央委員会」報告書

2025年10月7日提出

第7期「教区及び組の改編に関する中央委員会」報告書

(任期：2022年10月20日から2025年10月19日)

目 次

1.	はじめに	1
2.	改編関係教区の進捗	2
	(1) 新教区として発足した改編教区	
	(2) 能登教区・金沢教区の改編協議の現況	
3.	第7期中央改編委員会の取り組みと課題の共有	6
	(1) 新教区発足後の課題の分析について	
	①岐阜高山教区	
	②九州教区	
	(2) 改編によって見えてきた課題	
	①教区や組における教区自治にかかる課題	
	②別院の課題について	
	③行財政改革との連動について	
	④都市開教の展望について	
	(3) 第3期改編教区について	
	(4) 各教区における組の改編について	
4.	おわりに	12

1. はじめに

第7期教区及び組の改編に関する委員会（以下、「中央改編委員会」という。）では、「17教区改編試案」の具現化に向けて各新教区準備委員会への助言・指導等の取り組みに邁進した。

その結果、今期において、第2期改編教区として「三条教区・高田教区」が**新潟教区**、「富山教区・高岡教区」が**富山教区**、「小松教区・大聖寺教区」が**小松大聖寺教区**、「長浜教区・京都教区」が**京都教区**、「山陽教区・四国教区」が**山陽四国教区**という新たな5教区が発足した。

しかしながら、「能登教区・金沢教区」については、地方協議会での合意後、2025年7月の新教区発足を目指して新教区準備委員会における協議が進捗していたものの、2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」の甚大な被害により、発足日程を2028年へ延期することとなり、第7期任期中の「17教区改編」の実現には至らなかった。

宗務改革の推進にあたっては、教えを相続するための宗門の基盤が失われかねない現実を前にして、宗門を取り巻く環境分析を踏まえつつ、教区の教化、財政、並びに組織機構の見直しを行うことは大きな課題である。そして改編教区にあっては、この課題に持続的に取り組むことにより、宗門の危機的状況が共有され、試行錯誤を重ねながらも新たな教区の将来像を真摯に描き、次世代への教えの相続に正面から取り組まれてきたものと受け止めている。

引き続き、「次世代に手渡す宗門の将来像」の構築に向け、改編関係教区にとどまらず、全ての教区において教区・組の在り方やその将来像を積極的に語り合う場が開かれて行くことを願いつつ、ここに今期における宗務改革たる教区及び組の改編のあゆみと課題を取りまとめ、報告書とする。

2. **第2期改編関係教区の進捗**

(1) 新教区として発足した改編教区

【新潟教区（三条・高田教区）】－2021年6月合意、2023年7月新教区発足－

2010年2月25日に第1回の地方協議会が開催されて以降、19回の地方協議会及び「組織」、「教化」、「財務」の各部会における緻密な検討と協議が重ねられ、2021年6月29日の地方協議会において合意書が取り交わされた。

その後、2021年8月20日に第1回新教区準備委員会が開催され、2023年3月までに計4回の委員会が開かれた。また、コロナウィルス感染症の蔓延状況下にあつて、両教務所を結んだオンライン会議の活用も行いながら、「組織」、「教化」、「財務」の小委員会、さらには各小委員会正副主査を構成員とする常任委員会を通じて、具体的かつ継続的な検討作業が進められてきた。

これらの協議を経て、2023年3月31日に開催された第5回新教区準備委員会において、「教区及び組の改編に関する条例」に定める新教区発足年度の教化研修計画や予算、規則並びに新教区発足後の教区会・教区門徒会までの役職者に関する事項等について、最終的な議決がなされた。

上記内容は、同年開催の第73回宗議会および第71回参議会で議決され、2023年7月1日をもって、新潟教区が発足するに至った。

なお、旧三条教務所を教務所とし、旧高田教務所は、教務所事務全般を行う教務支所として「高田教務事務所」と称することとなったが、特筆すべき点としては、新教区準備委員会において教区独自の門徒戸数調査が実施された上で、その調査結果に基づき、新教区発足と同時に経常費御依頼および教区費等の割当基準が統一されたことが挙げられる。

また、広域化した教区においては、教務所に常駐する教務所長だけでは教区内三別院（三条別院・高田別院・新井別院）の輪番としての業務を十全に行えないことから、教務所と支所の業務の仕分けを検討する中で、旧高田教区内の高田別院及び新井別院において副輪番（教務所次長兼務）職を置くことの要請が当局になされ、それに応える職員配置となった。

さらには、新教区発足にあわせて「宗議会議員選挙条例」に定める投票区ならびに郵便投票を行う区域の見直しも検討され、その協議結果を受け同条例の改正がなされている。

【富山教区（富山・高岡教区）】－2020年3月合意、2023年7月新教区発足－

2012年5月11日に第1回地方協議会が開催されて以降、14回の地方協議会及び「組織」、「教学教化」、「財務」の各部会において、鋭意検討と協議がなされた。そして2020年3月10日の地方協議会において合意書が取り交わされた。

その後、2023年3月までに計4回の新教区準備委員会が開催されたほか、「組織」、「教学教化」、「財務」の各小委員会に加え、富山別院・井波別院・城端別院を擁する地域特性を踏まえた教化事業の展開を視野に「別院の位置づけ等に関する委員会」及び「富山教区教学研鑽機関の設置に関する検討委員会」が設置された。

また、各小委員会の正副主査を構成員とする常任委員会も設けられ、具体的な検討作業が継続的に進められてきた。

これらの協議を経て、2023年3月8日に開催された第5回新教区準備委員会において、「教区及び組の改編に関する条例」に定める新教区発足年度の教化研修計画や予算、規則並びに新教区発足後の教区会・教区門徒会までの役職者に関する事項等について、最終的な議決がなされた。

上記内容は、同年開催の第73回宗議会および第71回参議会で議決され、2023年7月1日をもって、富山教区が発足するに至った。

しかしながら、教区と別院が連携して展開する教化事業、教区の教学・教化を牽引する教学研鑽機関の充実、さらには新たな宗派経常費御依頼割当方法の在り方については、新教区発足後の継続的な協議・検討に委ねることとなった。

なお、教務所（旧富山教務所）及び教務支所（旧高岡教務所）は、寺院・門徒に関する総合相談をはじめ、相続講事務や聴聞の場として活用がなされている。

【小松大聖寺教区（小松・大聖寺教区）】－2021年3月合意、2023年7月新教区発足－

2017年3月1日に第1回の地方協議会が開催されて以降、9回の地方協議会及び「組織」、「教化」、「財務」の各部会における検討と協議が行われ、2021年3月24日の地方協議会において合意書が取り交わされた。

その後、2021年6月1日に第1回新教区準備委員会が開催され、2022年12月までに計4回の委員会が開催されたほか、「組織」、「教化」、「財務」の各小委員会に加え、教区の中長期的展望を見据えた「将来構想小委員会」も設置され、各小委員会の正副主査を構成員とする常任委員会が統括的に議論を集約しながら、具体的な検討作業が継続的に進められてきた。

こうした協議を経て、2022年12月14日に開催された第5回新教区準備委員会において「教区及び組の改編に関する条例」に定める新教区発足年度の教化研修計画や予算、規則並びに新教区発足後の教区会・教区門徒会までの役職者に関する事項等について、最終的な議決がなされた。

上記内容は、翌2023年第73回宗議会および第71回参議会において議決され、2023年7月1日をもって、新教区として小松大聖寺教区が発足するに至った。

なお、旧小松教務所を新教区の教務所とし、旧大聖寺教務所については、主に相続講事務を行う教務支所として位置付けられた。

特に、小松及び大聖寺の地において伝統され、大切に受け継がれてきた「御講」の維持と発展・強化を願い、新教区の編成が進められてきており、新教区発足後も教化委員会、寺院・講活性化支援室、財務委員会、慶讃事業推進委員会において、時代の変化や新型コロナウイルス感染症の影響による世話方減少や御講衰退の問題に対して、あらためて御講の（伝統と法宝物の）維持と、相続講における教化と募財の活性化のため、現状分析と継続に向けての協議が始められている。

【京都教区（長浜・京都教区）】－２０２２年６月合意、２０２４年７月新教区発足－

２０１７年２月３日に第１回の地方協議会が開催されて以降、２３回の地方協議会及び「教化に係る専門部会」の検討と協議を通じ、２０２２年６月２７日の地方協議会において合意書が取り交わされた。

その後、２０２２年９月２９日に第１回新教区準備委員会が開催され、２０２４年３月までに計６回の委員会が開催された。これに加えて、「教化組織」、「財務」の小委員会が設置されたほか、新たな京都教区においては、旧長浜教区の区域を「特区」として地域の教学・教化を担って行くことを目的とした「特区小委員会」も設けられた。あわせて、各小委員会正副主査を構成員とする常任委員会を通じて、具体的かつ建設的な検討作業が進められてきた。

こうした協議を経て、２０２４年３月２９日に開催された第７回新教区準備委員会において、「教区及び組の改編に関する条例」に定める新教区発足年度の教化研修計画や予算、規則並びに新教区発足後の教区会・教区門徒会までの役職者に関する事項等について、最終的な議決がなされた。

上記内容は、同年開催の第７５回宗議会および第７２回参議会において議決され、２０２４年７月１日をもって、新教区として新たな京都教区が発足した。

なお、旧京都教務所を教務所とし、旧長浜教務所については、相続講や諸願事の受付を行う教務支所とした。

また、旧京都教区での教化事業は、教区を８地区に分けて地区教化を行っていたため、旧長浜教区を９つ目の地区と位置づけつつ、他の地区と区別して「長浜特区」とし、長浜・五村両別院を崇敬する地域の実情に即した教化の促進と安定的な運営を図るため、長浜別院内に長浜教化センターを設置して、別院職員と教務支所職員が共同し、教化事業に関する事務を執る体制が整えられた。

また、これまで長浜教務所長が兼任していた長浜・五村両別院の輪番については、教区の広域化と「長浜特区」における教化の充実を願い、崇敬区域内寺院の僧侶の中から専任輪番（二別院兼務）を配した。

【山陽四国教区（山陽・四国教区）】－２０２３年５月合意、２０２５年７月新教区発足－

２０２１年６月１８日に第１回の地方協議会が開催されて以降、１３回の地方協議会及び「教化専門部会」における検討・協議を経て、２０２３年５月１０日の地方協議会において合意書が取り交わされた。

その後、２０２３年６月２６日に第１回新教区準備委員会が開催され、２０２５年４月までに計２回の新教区準備委員会が開催された。あわせて「組織」、「教化」、「財務」の小委員会、さらには、各小委員会正副主査を構成員とする常任委員会を通じて、具体的かつ継続的な検討作業が進められてきた。

これらの協議を経て、２０２５年４月２５日に開催された第３回新教区準備委員会において「教区及び組の改編に関する条例」に定められた新教区発足年度の教化研修計画や予算、規則並びに新教区発足後の教区会・教区門徒会までの役職者に関する事項等に関する最終的な議決がなされた。

上記内容は、同年開催の第77回宗議会および第74回参議会において議決され、2025年7月1日をもって、新教区として山陽四国教区が発足するに至った。

なお、旧山陽教務所を教務所とし、旧四国教務所は諸願事等の受付を中心とした教務所事務全般を担う教務支所として位置付けられた。

また、これまで教務所長が兼任していた別院輪番について、改編によって広域化するなかでは、輪番としての職責を果たすことが困難であること等を勘案し、広島別院並びに土佐別院について崇敬区域内寺院の僧侶の中から専任輪番が配されることとなった。

（２）能登教区・金沢教区の改編協議の現況

2020年11月6日に第1回の地方協議会が開催されて以降、13回の地方協議会及び「教化」、「組織」、「財務」の各部会における検討・協議を経て、2023年6月19日の地方協議会において合意書が取り交わされた。

その後、2023年12月22日に第1回新教区準備委員会が開催され、「組織」、「教化」、「財務」の各小委員会に加え、新教区の将来展望を見通すための「将来構想小委員会」及び各小委員会正副主査を構成員とする常任委員会が設置され、2025年7月1日の新教区発足を目指した具体的な検討作業に着手した。

しかしながら、2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、教区改編に関する協議は、一時中断を余儀なくされる状況となった。そのような中であっても、同年5月8日には第2回新教区準備委員会が開催され、震災の影響が特に顕著である能登教区の現況を見極める必要があることを確認しつつ、教区改編の意義を確認した。

その一方で当初予定していた改編期日での実施が現実的か否か、あるいは時期を改めて設定すべきかといった議論がなされ、被害の甚大な能登教区への支援や復興という質を持った教区改編のあり方が模索された。

こうした協議の結果、2025年1月14日に開催された第3回新教区準備委員会において、特に能登教区の方々への心情面の配慮をするためには十分な年月が必要である、という意見が多く賛同を得、改編期日を2028年7月1日へと3ヵ年延期する方針が確認され、同年2月には、両教区の臨時教区会・教区門徒会を経て、改編期日の延期の申し入れが中央改編委員会に提出された。

中央改編委員会としては、今般の両教区の判断を重く受け止め、延期はやむを得ないものと認識するに至ったが、今後に向けて首都圏教化推進本部等が取り組む仏事代行や仏事サポートの制度を参考にするなど、新教区発足に先立って両教区が協働して進めるべき内容を明確化し、ロードマップを作成の上で、段階的に取り組みを進めていくよう要請した。

併せて、新教区準備委員会に対しては、一年でも早い改編の実現を目指し、常にスケジュールの見直しを念頭に置いた取り組みを継続するように申し入れを行った。

3. **第7期中央改編委員会の取り組みと課題の共有**

(1) 新教区発足後の課題の分析について

第6期報告書に示されているとおり、新教区の発足が帰着点ではなく、中長期的な視野に立ち、改編後も不断に教区の教化や組織運営に係る点検と確認を行いながら、あるべき教区像を模索し続ける体制の必要性が見いだされている。

とりわけ岐阜高山教区、九州教区については2020年7月に新教区が発足して一定期間を経るなかで、教区および組の運営に関わる教化、財務、組織機構等の面で想定し得なかった課題が生じ、当初のイメージどおりの新教区像に至らない状況が報告されてきた。

このことを踏まえ、中央改編委員会としては、改編後の教区へのサポートをいかに捉えていくべきかを検討し、2023年第73回宗議会および第71回参議会における議を経て、「教区及び組の改編に関する条例」に、中央改編委員会の業務として「教区及び組の改編後の課題及び支援の調査、研究に関する事項」を加えることとなった。

この業務が追加されたことにより、中央改編委員会では、改編から3年を目途とする教区に委員が出向し、教区役職者等との懇談を通じて意見交換を行うこととした。

① 岐阜高山教区 〈2024年3月懇談会開催〉

1 総合企画室の設置の現状と課題

総合企画室は、両地区教化センターの体制を含めた将来的な方向性を検討するために設置された。しかし課題が多岐にわたり逆に煩雑となった。また、寺院活性化支援室との関係性も含め検討が必要である。本来は教区の将来像を示す役割が期待されていたが、財務や組織課題については既存の機関が担う方が妥当と認識されつつある。また、当初3年で御依頼割当基準の統一化を目指したが、その実現には至っていない。

2 新教区の現状と見通し

改編によってひとつの教区となりながらも地区(旧教区)単位での事業進捗が継続しているのは、地域特性を活かすためであり、教区内では概ね受容されている。一方で、新教区の発足によって、他地区の行事等に学びたいという声が生まれており、慶讃お待ち受けの取り組みなどを通じて両旧教区の交流が進み、地域の良さを活かした共同活動も芽生えている。引き続き両地区の交流を推進し、新教区としての調整すべきところ、統一化すべきところは何かを時間をかけて積み上げていくこととなる。

なお、改編後3年を目途に教区費統一を図ろうとしていたが、現状の進捗では困難である。ただし、このことに伴って財務委員会が複数回開催されるようになったことは教区内の意識改革の表れと理解されていることであり、また、経常費の割当の在り方についても本質的な議論が始まりつつある。今後も教区内での理解を深めて統一化に向け議論している。

3 教区改編特別給付金の使途及び効果について

総合企画室会議・資料費や高山教務支所修繕費、Web会議設備の整備等に充当された。

これにより広域となった教区にあって、その中間地点であるエリアをサテライト会場と位置づける教化事業も設けられ、そのエリアでの参加も可能となった。ただし、その際の参加費徴収については、これまでの両地区の方針が踏襲されたことによって、同じ研修を受講した方の中で有償・無償に別れるなど課題も表出している。また郡上教会の整備も行われたが、コロナウィルスの影響で十分な活用とまでには至っていない。

なお、人的交流の基盤の確立にむけた交流事業にも活用されており、報恩講参りあい等、地区別院（岐阜別院、高山別院）の団体参拝を促進する共同教化事業を実施できたことも効果のひとつである。さらには研修カリキュラムや御依頼完納記念品の統一も進捗した。

4 今後必要なサポートについて

継続的に他教区の事例を共有いただきたい。

5 その他

今回の改編は「玉虫色」の性格を持ち、優先順位を付けつつ旧教区における運営体制を部分的に残しながら進めざるを得なかった。改編後3年で成果を求めることは困難であり、今後の改編教区も同様の柔軟性が必要と考えられる。岐阜高山教区をはじめとした改編の先行教区の課題や現状を全国的に共有化しつつ、他教区の取り組みを参考にした教区運営が重要ではないだろうか。

6 その後、具体的に進捗している事柄について

2028年に教区慶讃法要を厳修する予定であるが、法要当日の一過的なものとして厳修するのではなく、岐阜・高山地区の交流を深め合いながら、両地区の枠を超えた慶讃事業を計画し、法要後の教区教化を見据えた取り組みとすることが確認された。この教区慶讃事業に向けた取り組みこそが、新教区像を創り上げていくきっかけとなることが願われている。

② 九州教区 〈2024年2月懇談会開催〉

1 企画振興室の設置の現状と課題

企画振興室については、その役割や位置づけが不明確であり、参事会や所長の諮問機関との関係も曖昧となってしまったため、十分な機能を果たすことが難しかった。こうした状況を踏まえ、教務所長の諮問機関である「改編移行期間および期間終了後の諸課題に関する委員会」において教務所や教化相談員の在り方が協議され、2022年度に答申が出されたことを受け、その後は企画振興室の業務に「改編後の諸課題」を加え、諮問機関は廃止された。

2 組の改編の現状について

広域化によって人の顔が見えにくくなり、教区・組・本山との距離感が広がったという不満もある一方で、多様な関わりが生まれ、主体的に教区や組を考える契機ともなった。こうした課題に対応するため、2023年度には「組教化事業推進特別助成金」が設けられ、組の主体性を育む取り組みが進められている。

3 「東本願寺仏事サポートセンター福岡」の今後の見通しについて

「東本願寺仏事サポートセンター福岡」は、仏事相談窓口の設置、仏事代行、都市圏講座の運営、開教希望者支援など、多様な事業を展開している。また、教区の広報を荷うと共に教区出版物の発行や残蠟再利用、院号法名表装の仲介といったサービスを行い教区費の減額を可能とする一定の収入も得ている。また、完納寺院に対する記念品について、カタログより選択できる「完納寺院記念品カタログチラシ」の作成も行われている。これらのことは、大規模教区となったことにより実施できた事柄と言える。今後は仏間や会議室を備えた新たな拠点づくりを目指している。仏事代行についても年間の葬儀・法事が安定的に行われており、将来的には自収自弁での運営が期待される。

※聞き取り後の展開

「仏事サポートセンター福岡」は開設以降、福岡市内の賃貸物件を事務所としてきたが、賃料の負担も大きく、また契約上、仏事を執行することができなかったことから、「仏事サポートセンター福岡」としての活動に相応しいと思われる土地を新たに購入し、仏事の執行が可能な仏間を備えた3階建の新施設が建設されるに至った。今後は、「仏事サポートセンター福岡」の展開する全ての事業によって得られた収益を、教区の一般（事業費）会計へと回付していくことを目指している。

開所式 2025年1月16日（木）

住所 〒810-0054 福岡県福岡市中央区今川1丁目9-7

4 教化相談員の効果について

教化相談員については、立場や任務が不明確であったことから、教区の方々との認識に違いが生じ、そのため教化相談員自身の精神的負担が大きく、十分に機能しえなかった。任務の明確化、将来的な展望そして持続的に担保できる予算措置について、本山及び教区での十分な共通認識を持つことが必要であった。

5 教区改編特別給付金の使途及び効果について

給付金は、福岡支所の設置・運営、教区教化推進、教務所の改修等に充てられた。特に「仏事サポートセンター福岡」が開所し、都市開教拠点の整備に大きく貢献しているが、宗派としての都市開教の大きな方針を持つべく、今後の展開に係る宗派としての方針検討が望まれる。

6 その他

各組や地域の声をも幅広く聴取する場を設けることが求められる。効率化のみを目的とした改編では、改革の願いが伝わらないという懸念も示されており、殊に坊守をはじめとした女性の声も丁寧に取り入れる改編としていけるよう、取り組みを推進していかなければならない。

また、女性門徒の会や坊守会の活動停滞、教務支所の人員減少による窓口対応業務に対する不満などがある一方で、主体性が育まれる側面も見られる。教区改編においては行政的側面と教化的側面を分けて考える必要があり、更なる事務の効率化とスケールメリットを活かした事業の進捗を図らなければならない。ただし、従来の集まる教化は広域化の中では困難なことが多く、組を基軸として教化の進展をどのように図るかが、

肝要と思われる。なお、教務支所の窓口業務は無くなり、電話や郵送等による教務所での対応が増加している。

改編後３年が経過した段階では、肯定的・否定的両面の意見があるが、短期間での改編の意義の浸透は困難であり、特に伝達されてきた改編の意義と現状の乖離という課題が大きく１０年・２０年単位での時間が必要と思われる。一方で、宗門の体力があるうちに改編を進めるべきだという指摘もなされている。

（２）改編によって見えてきた課題

① 教区や組における教区自治にかかる課題

いずれの改編教区も寺院数の増加と広域化に直面し、殊に新たな京都教区においては、新教区発足時には全国で最も多くの寺院数（１，０６８カ寺）を擁する広域教区となることから、教区制や組制等、現行制度上の課題を克服しなければ、今後の教区運営に重大な支障をきたすおそれがあるとの懸念が示された。

また、九州教区においては全組的な組の改編が進められ、結果、新教区発足後の教区会等の構成人数は減じられることとなったが、他教区も同じ様な組の改編の取り組みを推進していくことは困難であった。このため現行法規下では、新教区発足時に教区会議員並びに教区門徒会員の数が大幅に増加し、且つ実質的な議論の深まりを期すための各種会議の開催にあたっては、非常に大きな労力と経費の増大を招くという課題が生じた。

かかる状況を踏まえ、京都教区からは、同朋の公議・公論の原則を堅持しつつ、合理的な教区運営に資する体制（教区会議員定数の変更）を可能とする立法措置を求める要望が寄せられた。これを受け、当局においては、「教区及び組の改編に関する条例」第４９条に基づき、新たな京都教区に限って、発足後の教区会での議決を経て、選出される教区会議員の数を変更することができる措置が講じられた。（「教区改編に伴う京都教区の選出教区会議員の定数に関する特別措置条例」）

このように、明確となった教区会議員の構成に関わる課題をはじめ、各教区発足後の実情を見定めつつ、教区制・組制をはじめとする関係諸法規についての調査・研究を進め、条例改正も視野に入れた関係部門の有機的連携が求められるところである。また本件については、全国的な議論の展開と深まりが必要であり、全国教区会正副議長会、全国教区門徒会正副門徒会長会における課題の共有も必要なものと思量する。

② 別院の課題について

これまで地方協議会での合意書の合意項目や新教区準備委員会における新教区発足時の体制構築の過程において、教区に編入される別院の崇敬・護持についての検討を促してきた。

しかしながら、各教区における改編協議のなかでは、種々の検討が行われたものの、最終的にはいずれの教区においても、別院の崇敬・護持やその将来像に係る新たな方向性はなかなか見出すことには至らなかった。

これら別院の抱える課題については、当該別院が編入されている教区や崇敬区域における議論のみでは、抜本的な改善策を講じることは困難であるとの切実な教区の声も聞かれ、教区改編を通じてむしろ将来的な別院運営に係る課題がより一層浮き彫りになった。

当局においては、2023年度には宗務審議会「別院の将来構想に関する委員会」を設置し、さらには2025年度からは、その議論の場を条例による委員会「別院の再編成に関する委員会」へと移行させ、別院の現況調査等を踏まえつつ、将来展望を見据えたうえで、統廃合をも含む抜本的な改革の必要性が共有されようとしている。

現在、別院の再編成が宗務改革として位置付けられ、全国51別院それぞれの将来構想が、慎重な検討のもとで紡ぎだされようとしており、今後は、本山と編入されている教区と当該別院が往復的な協議の積み重ねを通じて、持続可能な方向性を見いだされることが強く期待されるところである。

③ 行財政改革との連動について

改編教区では、教務所での業務が集約化され合理化される一方で、業務集中による教務所員への負担増加についての懸念も提起されている。これらの課題は、教区及び組の改編と連動した行財政改革の取り組みとしても進められるべき内容が多分に含まれている。

現在、当局において進められている行財政改革のひとつの項目として、宗務役員の働きやすさ改革が指向されており、教区で宗務を担う教務所員の事務効率化が図られようとしている。例えば物流改革の一環として、門徒用授与物や蔵版の本山一括管理（オンラインショップの導入）、教区内の広報・周知・情報交換に際し従来の紙媒体からスマートフォンを活用したオンライン連絡ツールの導入、さらにはAI自動文字起こしソフトを用いた会議録作成等、事務の軽減にむけた取り組みが進められている。

また、新たな交付金交付基準の策定についても、改編による教区の広域化と門徒戸数調査のこれまでのあゆみを踏まえて、教区・組が一定の水準によって教化施策を実施できる体制の構築を目指そうとしているものであり、中央改編委員会としては、教区及び組の改編後の課題及び支援の調査と研究を進め、それらの内容を行財政改革の推進に活かせるよう取り組まなければならないと考える。

④ 都市開教の展望について

人口流動による過疎・過密が進む社会的変化や宗教離れ・寺離れが叫ばれている中、特に都市部においては開教の視点にたった教化の展開が不可欠となってきたことが明らかとなった。実際に複数の教区において、離郷門徒対策を意識し都市教化が課題化され協議の俎上に載せられてきている。この課題に対して、現時点では九州教区における福岡都市圏での都市開教の必要性に対応した新たな教務支所の設置（福岡教務支所）と仏事サポートセンター福岡の開設に至っている。

今後は、行財政改革における取り組みとも連動し、単に九州教区における事象や課題としてののみ捉えるものではなく、首都圏や全国の都市部における開教について、新たなご縁づくりや、宗

派に何からのつながりを持つ方々との関係性を構築・深化させる取り組みが不可欠であるもの
と考える。

（３）第３期改編教区について

第５期及び第６期中央改編委員会の報告書においても付言されているとおり、全国１７教区
への改編後に想定される「第３期教区改編試案」については、これまでの試案に含まれていなか
った福井、大垣、三重の各教区を中心に、今後の改編時期および編成内容を見定めていく必要が
ある。

この検討にあつては、既に教区改編が完了した教区や、これまで改編対象としては組上に載せ
られてこなかった一定規模を有する教区も視野に入れ、教区改編の中長期的展望を見据えつつ、
引き続き議論を深め、第３期改編試案の作成を行財政改革の進捗状況も見定めつつ進めていく
必要がある。

そして、「１７教区改編試案」の実現が見込まれる第８期以降の中央改編委員会においては、
中央改編委員会の責務として、対象教区および改編時期等に関する具体的な試案の作成と提示
を行い、関係教区との協議を着実に進めていくことが肝要である。

（４）各教区における組の改編について

組の改編に関しては、第６期報告書でも記されているとおり、いずれの教区においても教区と
組がそれぞれの機能を有機的に発揮し、共同教化の実をあげるためには、組の在り方について継
続的な点検と検討が不可欠である。

今期中においては、九州教区における教区改編の取り組みでの継続した協議が重ねられてい
た三井西組、三井東組及び久留米組において、三井東組と久留米組の２ヵ組によって久留米三井
組へと改編がなされた。また、山陽四国教区の発足に際しては、旧四国教区中のうち東予組、松
山組及び宇和島組が伊予組に改編されたほか、今期中には、改編関係教区ではない岡崎教区にお
いても、第３組と第３０組が改編し第３組となった。

なお、東北教区においては、新教区発足後も継続して組の改編が課題化されている中で、教区
改編委員会での議論を経て２０２４年度には「組の改編に関する指針について」を発出し、各組
や地域（県）等における組の改編に関わる協議の必要性を共有していくための取り組みが進めら
れてきた。

さらに、その他教区においても、組の改編に向けた取り組みの動向がみうけられるところであ
るが、こうした動きが一部の組に限定された事象に留まらぬよう、中央改編委員会としても、
全教区に設置されている改編委員会を中心に、活発な議論が展開されることを強く期待し、各教
区への働きかけを継続しなければならない。

４ おわりに

振り返れば、２０２０年の岐阜高山教区、九州教区が発足するまで、全国３０教区体制は、
約９０年もの長きにわたり維持されてきた。そうした歴史の蓄積を変革するという道のりには、
様々な困難が伴い、また、一から教区づくりを始めるといった覚悟が求められるものであったと

想像する。そして、新たに発足した新教区におかれては、さまざまな違いを超え、新たな出会いを慶びとしながら、新教区としての第一歩を踏み出され、発足後も継続的に教区及び組の在り方について確認と点検を重ねておられる。

各教区の新教区準備委員会をはじめ、これまでの関係各位の不断なる努力に心から敬意を表したい。

現在、教区や組の広域化が進む中であっては、その運営に関して様々な戸惑いや困難が生じている旨の意見も寄せられているが、一方で、小規模な組や兼業住職の多い組においては、教化事業の活性化が感じられるようになったとの声や、新たな人の交流が生まれたとの前向きな意見も聞かれている。

教区改編は、新教区の発足をもって終結するものではなく、むしろその後において、各教区の方々が環境の変化を真摯に受け止め、その中で自らの教区の将来像について語り合い、改編のもたらす意義やメリットを、自らの手で紡ぎだしていくことにこそ教区改編の本義がある。

なお、新たな中央改編委員会に加えられた業務により、改編後の教区の課題等についてお聞かせいただいているが、浮き彫りになったこれからの教区や別院の運営に関する課題については、重層的で宗門全般に影響を及ぼすものである。条例上の役割に鑑みると、当委員会の議論のみでは十分な対応となり得ない懸念もある。

これらは、教区及び組の改編によって、いよいよ露わになってきたものといえるが、その課題克服のためには、宗務改革全般を見渡しながら、情報を整理・分析し、包括的に宗派の将来像を紡ぎだすための業務を推進していくことがますます重要と思われる。

当局におかれては、中長期的な視野をもって現状分析を行い、適確かつ強固な指導力を発揮して、これからの宗務改革の推進にあたられることを切に願うものである。

以 上